

2021年6月10日

株 主 各 位

大阪府中央区城見一丁目2番27号
株式会社プレサンスコーポレーション
代表取締役社長 土 井 豊

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、株主の皆様の感染リスクを避けるため、本年も株主総会当日のご来場を見合わせ、郵送もしくはインターネットによる議決権の行使を強く推奨申しあげます。

以下のいずれかの方法によって、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年6月24日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

61頁から62頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪府中央区城見一丁目2番27号
クリスタルタワー 20F 「会議室A」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第24期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- (2) 議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

以上

- ~~~~~
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産の用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎第24期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について
当社では、本株主総会にご出席される株主の皆様の健康と安全面を最優先に考え、「新型コロナウイルス」の感染防止に向けて次のとおりご案内申し上げますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【株主の皆様へのお願い】

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の状況並びにご健康状態に十分ご留意の上、本年もご来場を見合わせることをご検討いただき、可能な限り郵送又はインターネットによる議決権の行使をお願い申し上げます。
- ・特に、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方におかれましては、本年も株主総会へのご出席をお控えいただくことを強く推奨いたします。
- ・発熱、咳などの症状のある方、その他「新型コロナウイルス」等の感染症が疑われる方はご来場をお控えください。感染防止のため、受付においてご入場をお断りすることがございます。
- ・会場入口付近での検温等の措置により、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。また、海外から帰国されて14日間が経過していない株主様は、受付でその旨をお申し出くださいますようお願いいたします。

【当社の対応について】

- ・会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
(ご来場の株主様は、できる限りマスクの持参・着用をお願い申し上げます。)
- ・株主の皆様は、間隔を空けての着席をお願いする場合がございます。また、会場席数に限りがあり、株主様同士の距離を保つため当日のご入場をお断りする可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスクを着用で対応をさせていただきます。

- ◎総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府の発表内容等によって、新たな措置を講じる場合や事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.pressance.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、感染の動向が内外経済に与える影響及び金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当社グループが属する不動産業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響、都心部の土地代の上昇、建築費の高止まり等の留意すべき材料はあるものの、住宅ローン金利が引き続き低い水準で推移していること、住宅ローン減税制度等の住宅取得支援策が継続して実施されていること等から、景況は安定して推移いたしました。また、当社の主要供給エリアである都市中心部では、生活の利便性を求めて人口ないし世帯数が増加傾向にあり、分譲マンションの需要は堅調に推移いたしました。

このような環境の下、当社は、主要販売エリアの近畿圏、東海・中京圏及び首都圏、沖縄を含む地方中核都市において、中心部の選別した場所での分譲マンションの供給に注力してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高243,813百万円（前年同期比8.8%増）、営業利益29,762百万円（同8.7%減）、経常利益29,079百万円（同9.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益20,533百万円（同6.2%減）となりました。

(不動産販売事業)

不動産販売事業におきましては、ファミリーマンション「プレサンスロジエ シリーズ」のプレサンスロジエ橿原神宮前（総戸数 114戸）やワンルームマンション「プレサンスシリーズ」のプレサンス新大阪ジェイズ（総戸数 220戸）等の販売が順調に推移いたしました。その結果、ワンルームマンション売上高99,860百万円（5,948戸）、ファミリーマンション売上高99,681百万円（2,695戸）、ホテル販売売上高11,620百万円（439戸）、その他住宅販売売上高6,904百万円（348戸）、その他不動産販売売上高16,030百万円、不動産販売附帯事業売上高1,516百万円となり、不動産販売事業の合計売上高は235,614百万円（前年同期比8.7%増）、セグメント利益は28,730百万円（同12.4%減）となりました。

なお、当連結会計年度より「一棟販売売上高」は「ワンルームマンション売上高」に含めております。

(その他)

その他の不動産賃貸事業等におきましては、自社保有の賃貸不動産が順調に稼働いたしました。その結果、その他の売上高は8,199百万円(前年同期比11.9%増)、セグメント利益は2,321百万円(同59.4%増)となりました。

2021年1月15日付で公表しました「株式会社オープンハウスによる当社株券に対する公開買付けの結果、並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」及び2021年1月19日付で公表しました「第三者割当増資の払込完了に関するお知らせ」に記載のとおり、株式会社オープンハウスが実施した当社普通株式の公開買付け及び株式会社オープンハウスを割当先とした第三者割当による普通株式の発行が完了し、2021年1月20日をもって、株式会社オープンハウスは、当社の普通株式44,011,372株を保有するに至り、新たに当社の親会社に該当することとなりました。今後は、親会社との連携を深め、シナジー創出に努めてまいります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において保有目的の変更により、販売用不動産2,960百万円及び仕掛販売用不動産5,372百万円を賃貸不動産に、賃貸不動産823百万円を販売用不動産に振替えております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、株式会社三井住友銀行を主幹事とするシンジケートローンにより、6,000百万円の借入を行っております。

また、2021年1月19日に株式会社オープンハウスを割当先とする第三者割当により3,508,772株の新株を発行し、5,000百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2018年3月期)	第 22 期 (2019年3月期)	第 23 期 (2020年3月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高(百万円)	134,059	160,580	224,011	243,813
経 常 利 益(百万円)	19,858	26,531	31,985	29,079
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	13,757	18,296	21,892	20,533
1株当たり当期純利益 (円)	232.58	296.43	347.45	315.32
総 資 産(百万円)	245,399	301,942	310,779	268,762
純 資 産(百万円)	75,172	94,618	116,690	140,132
1株当たり純資産 (円)	1,221.10	1,493.54	1,791.63	2,049.96

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2018年3月期)	第 22 期 (2019年3月期)	第 23 期 (2020年3月期)	第 24 期 (当事業年度) (2021年3月期)
売 上 高(百万円)	123,994	145,840	208,431	227,341
経 常 利 益(百万円)	16,875	19,853	28,416	26,205
当 期 純 利 益(百万円)	11,944	14,085	19,786	17,603
1株当たり当期純利益 (円)	201.93	228.20	314.03	270.33
総 資 産(百万円)	227,158	278,581	285,151	239,661
純 資 産(百万円)	66,373	81,593	102,233	123,457
1株当たり純資産 (円)	1,104.08	1,312.39	1,585.12	1,810.52

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社オープンハウス	19,829百万円	64.45%	役員の兼任

(注) 親会社と当社との間で資本業務提携契約を締結しております。なお、親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

② 親会社との間の取引に関する事項

- イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項
一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、市場価格を勘案して、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。
- ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しており、当社の利益を害することはないと判断しております。
- ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社プレサンス住販	100百万円	100.0%	不動産販売代理事業
株式会社プレサンスコミュニティ	50百万円	100.0%	マンション管理業 損害保険代理事業
株式会社プレサンスリアルタ	30百万円	100.0%	中古マンション仲介・買取・販売事業
株式会社トライスト	80百万円	100.0%	建設業
株式会社プレサンスギャランティ	50百万円	100.0%	賃貸マンション家賃等債務保証業
三立プレコン株式会社	70百万円	100.0%	不動産販売事業
株式会社プロスエーレワン	10百万円	50.0%	海外不動産投資事業
株式会社ララプレイス	10百万円	100.0%	不動産販売事業
合同会社FRP匿名組合	2,459百万円	51.3%	不動産販売事業
PRESSANCE USA, INC.	87百万円	100.0%	海外不動産事業

(注) 株式会社プレサンスリアルエステート及び4341 PL Development LLCは当連結会計年度において清算いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する不動産業界の経営環境は、住宅取得支援制度の継続的な実施等、住宅購買意欲を刺激する要因が存在することから、安定して推移すると考えております。

このような経営環境のなか、当社グループの対処すべき課題は、以下のとおりであります。

①コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、中長期的な業績向上及び企業価値向上のためにコーポレート・ガバナンスの強化が非常に重要な課題であると認識しております。

当社グループにおいても、外部経営改革委員会の調査報告書の指摘により、各取締役や執行役員が業務執行するにあたっての監督機能、相互牽制・チェックの体制、社内ルールの整備・運用等が十分でなかったとの認識を持つに至っております。

この認識のもと、取締役会を含む重要な会議体のあり方及び意思決定方法について見直しや、社外取締役が職務執行の監督を行うに必要十分な体制を構築することを目的とした環境整備他の再発防止策を策定し、当社グループにおけるコーポレート・ガバナンス体制の改革を進めております。

②コンプライアンス体制の強化及び信頼回復

当社グループは、コンプライアンス体制の強化が非常に重要な課題であると認識しております。そのため、社内での研修等を通じたコンプライアンス意識の定着を図るとともに、内部通報制度の整備による問題の早期発見・解決にむけた取り組みを行っております。

また、再発防止策を実施していくことで、株主、顧客、取引先、関係者などさまざまなステークホルダーの信頼回復に取り組んでまいります。

③親会社である株式会社オープンハウスとのシナジー効果の発揮

2021年1月20日付で株式会社オープンハウスが当社グループの親会社となっております。地域補完及び商品補完関係の構築等を目指し、両者の経営資源や経営ノウハウを融合することによる事業シナジーを発現させることを図ってまいります。

④財務体質の強化

事業用地の取得については金融機関からの借入金により賄っており、業容の拡大に伴い有利子負債が増える傾向にあります。利益の蓄積のほか、さまざまな資金調達手法を活用し、財務体質の強化を図ってまいります。

⑤優秀な人材の確保

当社グループは順調に事業規模を拡大しておりますが、業容の拡大に伴い必要となる人員も増加してきております。営業職だけでなく、管理部門も含めた各業務分野において優秀な人材の確保が急務となっております。

新卒を対象とした定期採用に加え、即戦力として期待できる中途採用も積極的に行って、優秀な人材の確保に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、主に関西エリア・東海エリアを事業基盤として不動産販売事業及びその他の事業を展開しております。

各事業の内容は次のとおりです。

① 不動産販売事業

マンションの企画開発及び販売、ソリューション事業を行っております。

② その他

マンションの賃貸管理事業（入居者の斡旋及び家賃の集金代行）、賃貸事業（当社所有マンションの賃貸）、建物管理事業（管理組合の会計事務等の受託）、損害保険代理事業、マンションの大規模修繕工事等の建設業、及び賃貸マンションの家賃等債務保証業（入居者の家賃等債務の連帯保証）を行っております。

(6) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本	社	大阪府大阪市			
大	阪	支	店	大阪府大阪市	
名	古	屋	支	店	愛知県名古屋市
東	京	支	店	東京都中央区	

② 子会社

株式会社プレサンス住販	大阪府大阪市
株式会社プレサンスコミュニティ	大阪府大阪市
株式会社プレサンスリアルタ	大阪府大阪市
株式会社トライスト	大阪府大阪市
株式会社プレサンスギャランティ	大阪府大阪市
三立プレコン株式会社	愛知県岡崎市
株式会社プロスエーレワン	大阪府大阪市
株式会社ララプレイス	大阪府大阪市
合同会社FRP匿名組合	東京都千代田区
PRESSANCE USA, INC.	アメリカカリフォルニア州

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
不動産販売事業	458名	48名減
その他の事業	87名	6名増
全社(共通)	83名	5名増
合計	628名	37名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
321名	34名減	31.4歳	4.4年

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	19,520百万円
株式会社三井住友銀行	15,114百万円
株式会社みずほ銀行	13,740百万円
三井住友信託銀行株式会社	6,775百万円
株式会社新生銀行	6,070百万円
株式会社東京スター銀行	5,976百万円
株式会社三菱UFJ銀行	5,460百万円
株式会社りそな銀行	5,410百万円
近畿産業信用組合	4,364百万円
株式会社関西みらい銀行	3,770百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とし、計27行からの協調融資によるものであります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 192,000,000株
- ② 発行済株式の総数 68,845,511株
- ③ 株主数 13,078名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 オ ー プ ン ハ ウ ス	44,011千株	64.45%
株 式 会 社 パ シ フ ィ ッ ク	1,806千株	2.64%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,438千株	2.11%
モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー M U F G 証 券 株 式 会 社	1,048千株	1.53%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	878千株	1.28%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	858千株	1.26%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	755千株	1.11%
株 式 会 社 オ ー ジ ー キ ャ ピ タ ル	654千株	0.96%
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	551千株	0.81%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	546千株	0.80%

- (注) 1. 発行済株式の総数は、自己株式 (557,124株) を含んでおります。
2. 株式給付型E S O Pの信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式309,860株は、上記自己株式に含めておりません。
3. 持株比率は、自己株式 (557,124株) を控除して算出しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	18,285株 （－）	5名 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	－ （－）	－ （－）

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第6回新株予約権	
発 行 決 議 日		2019年6月21日	
新 株 予 約 権 の 数		750個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	75,000株
		(新株予約権1個につき)	100株)
新株予約権の払込金額		無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	160,400円
		(1株当たり)	1,604円)
権 利 行 使 期 間		2021年8月1日から 2024年7月31日まで	
主 な 行 使 の 条 件		<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を有しているものとする。 ・新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員であるものを除く。)	新株予約権の数	750個
		目的株式の数	75,000株
		保有者数	5名

(注) 1. 監査等委員でない社外取締役は置いておりません。

2. 監査等委員である取締役の保有分はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2021年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	土井 豊	株式会社プレサンスコミュニティ 代表取締役社長 株式会社プレサンスリアルタ 代表取締役社長 株式会社プレサンスギャランティ 代表取締役社長
専務取締役	田中俊英	名古屋支店長
常務取締役	平野賢一	開発事業本部長 三立プレコン株式会社代表取締役社長
常務取締役	原田昌紀	営業本部長
取締役	多治川淳一	建築事業本部長
取締役	若旅孝太郎	株式会社オープンハウス取締役
取締役(監査等委員・常勤)	中林 策	
取締役(監査等委員)	酒谷佳弘	ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社代表取締役
取締役(監査等委員)	西岡慶子	西岡労務管理事務所代表 有限会社アットブレーン取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 中林策氏、酒谷佳弘氏及び西岡慶子氏は、社外取締役であります。
2. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
・取締役河合克磨氏は、2020年6月26日付をもって任期満了により退任いたしました。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、中林策氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役(監査等委員) 酒谷佳弘氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役(監査等委員) 中林策氏、酒谷佳弘氏及び西岡慶子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の概要

当社と各社外取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく限度額は、善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたしております。

③ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、基本報酬、ストック・オプション及び譲渡制限付株式の付与のための報酬で構成されており、監査等委員である取締役の報酬等は、基本報酬のみであります。

なお、ストック・オプション及び譲渡制限付株式の付与のための報酬は非金銭報酬であります。

a. 基本報酬に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）の基本報酬は、役位別の固定報酬、業績の達成度に応じた報酬及び各取締役の目標達成度に対する報酬より構成されております。業績の達成度は、主に営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の計画に対する達成度により翌年度の定額報酬を決定しております。

監査等委員である取締役の基本報酬は固定報酬のみであります。

b. 非金銭報酬に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）のストック・オプションは、各取締役の役位に応じて決定しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の譲渡制限付株式の付与のための報酬は、譲渡制限付株式報酬規程に定められている役位別の報酬額によります。

c. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年6月23日であり、決議の内容は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は年額600百万円以内（ただし、使用人分は含まない。）、監査等委員である取締役は年額120百万円以内であります。当該決議に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は9名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

上記の他に、2019年6月21日の株主総会決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）7名以内の者について、年額70百万円以内においてストック・オプションを付与すること及び、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、年額100百万円以内において譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしております。

取締役の報酬を決定するにあたっては、その決定プロセスの透明性・客観性を確保するため、委員の半数以上が独立社外取締役で構成される指名報酬等委員会（構成員は土井豊、若旅孝太郎、中林策、酒谷佳弘、西岡慶子の5名）を設置し、毎年6月に取締役報酬額の改定のための協議を行っております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は代表取締役社長土井豊であります。

取締役会は指名報酬等委員会に報酬等の算定について諮問を行い、指名報酬等委員会において、基本報酬、ストック・オプション及び譲渡制限付株式の付与のための報酬それぞれについて、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、取締役各人の役位、業績の達成度、各取締役の目標達成度を勘案の上、かつ社会通念上相応の金額であるか否かを検討・審議を行い、その結果を受けて代表取締役社長が各取締役の報酬額を決定しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断し、取締役会で決議しております。

d. 報酬等の決定の委任に関する事項

なお、代表取締役社長土井豊に個人別の報酬等の内容の決定を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社においてもっとも熟知し、総合的に各役員の報酬額を決定できると判断したためであり、独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等委員会の審議を経て決定されていることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬	非金銭報酬		
		基本報酬	ストック・ オプション	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	188 (1)	157 (1)	9 (-)	21 (-)	7 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13 (13)	13 (13)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 （うち社外取締役）	202 (15)	171 (15)	9 (-)	21 (-)	10 (4)

(注) 社外取締役であった若旅孝太郎氏は、同氏が取締役を兼任している株式会社オープンハウスの所有する当社普通株式の議決権所有割合が、2021年1月20日時点で50%超となり、同社が、同日付で会社法施行規則第3条第2号に基づき当社の親会社になったことにより、同日付で当社の社外取締役ではなくなっております。したがって、上記支給人員及び支給額について、社外取締役に選任された2020年6月26日から2021年1月19日までは社外取締役に、2021年1月20日から2021年3月31日までは取締役に含めて記載しております。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

- ・当社は、2019年6月21日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員を除く）の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役（監査等委員を除く）に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
これに基づき、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員を除く）1名に対し13百万円の役員退職慰労金を支給しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員であるものを除く。）若旅孝太郎氏は、株式会社オープンハウスの取締役を兼任しております。なお、同社は当社の親会社であります。
- ・取締役（監査等委員）酒谷佳弘氏はジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社の代表取締役を兼任しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）西岡慶子氏は、西岡労務管理事務所の代表及び有限会社アットブレーンの取締役を兼任しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役(監査等委員であるものを除く。) 若 旅 孝 太 郎	2020年6月26日就任以降、2021年1月20日に社外取締役でなくなるまでに、当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。他社での豊富な経営経験と高い見識から取締役会において、適宜発言を行っております。
取締役(監査等委員・常勤) 中 林 策	当事業年度に開催された取締役会26回の全てに、監査等委員会26回全てに出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。さらに、指名報酬等委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役(監査等委員) 酒 谷 佳 弘	当事業年度に開催された取締役会26回全てに、監査等委員会26回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。さらに、指名報酬等委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役(監査等委員) 西 岡 慶 子	当事業年度に開催された取締役会26回全てに、監査等委員会26回全てに出席いたしました。社会保険労務士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。さらに、指名報酬等委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区 分	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	58百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 会計監査人の報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬額9百万円が発生しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下の
とおりであります。

①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するた めの体制

- イ. コンプライアンス規程を遵守し、内部統制委員会を開催し、内部通報規程を周知し、コンプライアンス違反行為を未然に防止し、必要に応じて、外部の専門家等を起用しコンプライアンスの研修を行い、取締役が率先して行動する。
- ロ. 取締役が他の取締役のコンプライアンス違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員及び取締役会に報告するなど、相互牽制の効いたガバナンス体制とする。
- ハ. 反社会的勢力との関係については、情報の収集に注力し、疑わしい情報があれば、担当取締役または監査等委員会へ報告する体制を整え、取締役自らが「襟を糾し」、反社会的勢力を排除する。
- ニ. 監査等委員会は、監査基準及び監査計画に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。
- ホ. 内部監査室が定期的に行う各部門監査の中でコンプライアンスの状況に関する監査を行い、その実効性を確認し、必要に応じて改善指示を行うこととする。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 文書等の作成、保存、管理等に関する基本的事項を文書管理規程に定め、法令により義務付けられている重要な書類も含め各種書類の管理を行う。
- ロ. 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書は、適時適正に作成するとともに、保管場所を明示し、常時閲覧可能とし、取締役の職務の執行の証跡とする。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理規程を遵守し、当社及び子会社の経営に重大な影響を与えると予見されるリスクを把握し、その対処方針を作成する。
- ロ. 不測の危機が発生した場合には、経営危機管理規程に則して、社長を本部長とする対策本部を設置し、損失の拡大を防止しこれを最小限に止めることとする。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会を月2回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項に係る意思決定を機動的に行うことにより、取締役の業務執行を効率的に行えるようにする。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を遵守し、それぞれの責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細について定め、常時閲覧可能とし、業務執行を行う。
- ハ. 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、年度予算を立案し、全社的な目標を設定し実行することとし、状況により目標の修正等に対処することとする。

⑤当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス規程を遵守し、内部通報規程を周知の上、使用人のコンプライアンス違反の通報等が非公式の経路で行える体制とする。
- ロ. 必要に応じて、外部の専門家等を起用し、コンプライアンス違反行為を相談する等、社内で未然に防止する体制とする。
- ハ. 反社会的勢力との対応は、情報の収集に注力し、疑わしい情報があれば、管理本部長または監査等委員会へ報告する体制とし、反社会的勢力との関係、取引等を排除する。
- ニ. 内部監査室が定期的に行う各部門監査の中でコンプライアンスの状況に関する監査を行い、その実効性を確認し、必要に応じて改善指示を行うこととする。
- ホ. 監査等委員会は当社のコンプライアンス体制の運用に問題があると認めるときは、管理本部長へ意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来ることとする。

⑥当社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、企業集団における業務の適正性を確保するため、親会社に対して当社及び当社の子会社の業況や重要案件について定期的に報告を行い、情報の共有化を図る。また、親会社と当社の管理部門はコンプライアンス及びリスクに関する意見交換を行い、適時に必要な施策を実施する。
- ロ. 子会社管理を管理本部が担当し、子会社管理規程に基づき情報を共有化し、前記①～⑤項の内部統制システムの整備を行い、運用の監視を行う。
- ハ. 子会社に対しては、取締役が兼任しており、必要に応じて重要な使用人を派遣し、企業集団全体での業務の適正化を図る。
- ニ. 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うこととする。
- ホ. 内部監査室は、必要に応じ子会社の監査を実施する。
- ヘ. 監査等委員会はその職務を行うため必要があるときは、子会社の調査を行う。

⑦監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会から補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査等委員会の職務の重要性に鑑み、補助使用人の設置及びその人員について決定することとする。

⑧補助使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性及び当該補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人は業務執行部門からの独立性に配慮することとし、当該補助使用人は専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- ロ. 補助使用人の評価は監査等委員会が行い、当該人員の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会と協議の上取締役会が決定するものとし、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立を確保するものとする。

⑨監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令等に従い直ちに監査等委員会に報告する。
- ロ. 常勤の監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び兼務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な契約書等を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員であるものを除く。）または使用人にその説明を求めることが出来ることとする。
- ハ. 監査等委員会は、当社の会計監査人より会計監査内容について説明を受けると共に、情報交換を適宜行うなど連携を図っていくこととする。また、実効性確保のための内部監査室との連携についても、日ごろより助言等を行い、監査の効率性を高めることとする。

⑩監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことが理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

⑪監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の前払い・支払い等の請求をした場合、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要なでない場合を除き、その前払い・支払い等を行う。

⑫財務報告に係る内部統制に関する整備状況

財務報告に係る内部統制の構築については、財務報告の適正性を確保するため、全社的な管理、運用体制の構築を図る。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

①コンプライアンスに対する取組み

コンプライアンス意識の徹底を図るべく、ハラスメント、内部通報制度、情報セキュリティ等について、定期的な教育を実施することとしております。内部監査室では、業務監査に留まらず、法令、定款、社内規程等の遵守状況について、重点的に監査を行っております。

②リスクマネジメントに対する取組み

企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施することとしており、リスクの識別、分類、分析、評価について定期的な見直しと実施状況の検証を行っております。

③監査等委員の監査が実効的に行われることに対する取組み

監査等委員は毎月開催される取締役会の他、重要な会議等への出席、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行について監査しております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。これらの結果は対象部署にフィードバックされ、指摘事項の改善状況について報告を求めることになっております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けております。配当については、将来の事業展開と事業の特性を考慮の上、利益は主に内部留保として確保し、事業基盤の強化や成長のための投資に活用することにより株主価値の増大に努めてまいりますとともに、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の期末配当につきましては、取締役会決議により、1株につき16円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	249,040	流動負債	81,344
現金及び預金	90,799	支払手形及び買掛金	280
売掛金	112	電子記録債務	6,641
販売用不動産	8,538	短期借入金	4,662
仕掛販売用不動産	142,143	1年内返済予定の長期借入金	52,318
原材料及び貯蔵品	152	未払法人税等	6,670
その他	7,389	前受金	5,621
貸倒引当金	△95	賞与引当金	212
固定資産	19,722	その他	4,937
有形固定資産	14,257	固定負債	47,284
建物及び構築物	197	長期借入金	46,469
賃貸不動産	13,738	株式給付引当金	231
土地	243	繰延税金負債	3
建設仮勘定	0	その他	580
その他	77	負債合計	128,629
無形固定資産	149	(純資産の部)	
投資その他の資産	5,315	株主資本	139,340
投資有価証券	51	資本金	6,880
長期貸付金	38	資本剰余金	7,882
関係会社長期貸付金	762	利益剰余金	125,460
繰延税金資産	3,709	自己株式	△883
その他	754	その他の包括利益累計額	13
資産合計	268,762	その他有価証券評価差額金	1
		為替換算調整勘定	11
		新株予約権	381
		非支配株主持分	398
		純資産合計	140,132
		負債・純資産合計	268,762

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		243,813
売 上 原 価		196,541
売 上 総 利 益		47,271
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,509
営 業 利 益		29,762
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	1	
仕 入 割 引	2	
為 替 差 益	55	
受 取 手 数 料	63	
違 約 金 収 入	586	
不 動 産 取 得 税 還 付 金	48	
そ の 他	163	927
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	756	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	373	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	95	
支 払 手 数 料	257	
そ の 他	127	1,610
経 常 利 益		29,079
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	210	
新 株 予 約 権 戻 入 益	54	264
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		29,344
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	10,819	
法 人 税 等 調 整 額	△1,234	9,585
当 期 純 利 益		19,759
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△773
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		20,533

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日 残高	4,290	5,292	106,609	△887	115,306
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	2,589	2,589			5,179
剰 余 金 の 配 当			△1,682		△1,682
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,533		20,533
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分				3	3
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	2,589	2,589	18,850	3	24,033
2021年3月31日 残高	6,880	7,882	125,460	△883	139,340

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	その他の包括 利益累計額合計			
2020年4月1日 残高	△1	△50	△52	264	1,172	116,690
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行						5,179
剰 余 金 の 配 当						△1,682
親会社株主に帰属する 当期純利益						20,533
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						3
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純 額)	3	62	65	116	△773	△591
連結会計年度中の変動額合計	3	62	65	116	△773	23,441
2021年3月31日 残高	1	11	13	381	398	140,132

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 10社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社プレサンス住販
株式会社プレサンスコミュニティ
株式会社プレサンスリアルタ
株式会社トライスト
株式会社プレサンスギャランティ
三立プレコン株式会社
株式会社プロスエーレワン
株式会社ララプレイス
合同会社FRP匿名組合
PRESSANCE USA, INC.

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社プレサンスリアルエステート及び4341 PL Development LLCは清算したため、連結の範囲から除いております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 3社
- ・主要な会社等の名称 株式会社プロスエーレ
MPD Realty, Inc.
Shinwa S39 Co., Ltd.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・販売用不動産及び仕掛販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・原材料及び貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

- ・1998年4月1日以降に取得した建物及び賃貸不動産（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物 定額法

- ・上記以外 定率法

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社グループの従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

（販売用不動産等の評価）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売用不動産	8,538百万円
仕掛販売用不動産	142,143百万円
売上原価（たな卸資産評価損）	10,376百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

販売用不動産等の評価は、個別物件ごとの事業計画に基づき行っております。当該事業計画における正味売却価額の算定の基礎となる売価及び完成予定原価の見積りには、将来の不動産販売市況等を加味しております。また、物件の状況に応じて当社が利用する外部の不動産鑑定士の評価についても、将来の不動産販売市況についての仮定と判断を伴うものであります。

新型コロナウイルス感染症の影響については、長期化せずに収束するものと仮定し、不動産販売市況については、底堅い需要が継続するものと見込んでおります。

なお、見積り及びその基礎となる仮定は、過去の経験及びその他の関連する要因等に基づいており、継続して見直しております。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

4. 追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、当社及び当社グループ会社の従業員（以下、「従業員」といいます。）の新しい福利厚生制度として当社の株式を給付し、株価上昇及び業績向上へ従業員の意欲や士気を高めることを目的として、株式給付型E S O P（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度の当該自己株式の帳簿価額は321百万円、株式数は309,860株であります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務

① 担保に供している資産	販売用不動産	2,069百万円
	仕掛販売用不動産	78,563百万円
	賃貸不動産	13,463百万円
	合計	94,096百万円
② 担保資産に対応する債務	短期借入金	4,662百万円
	1年内返済予定の長期借入金	42,471百万円
	長期借入金	38,339百万円
	合計	85,472百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,498百万円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対する保証債務	461百万円
顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務	162百万円
合計	624百万円

(4) 財務制限条項

当社の借入金のうち、一部の借入金において、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2021年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2020年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ② 2021年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。
- ③ 2021年3月末日及びそれ以降の第2四半期会計期間の末日及び各事業年度末日時点（以下、「判定時点」という。）において、以下(i)乃至(iii)の合計金額から以下(iv)及び(v)の合計金額を差し引いた金額が、当該判定時点における本契約に基づく借入金の残高の合計金額を下回らないこと。なお、下記の有利子負債とは、短期借入金、一年内返済長期借入金、一年内償還予定社債（割引債及び新株予約権付社債を含む。）、長期借入金、社債（割引債及び新株予約権付社債を含む。）等をいう。
 - (i) 判定時点の単体の貸借対照表に記載される現預金の金額
 - (ii) 判定時点の単体の貸借対照表に記載される販売用不動産及び仕掛販売用不動産に含まれる土地のうち、判定時点において担保に供していない土地の簿価から仲介手数料相当額を差し引いた金額の合計金額
 - (iii) 判定時点の単体の貸借対照表に記載される販売用不動産及び仕掛販売用不動産に含まれる建物のうち、建物の簿価から設計監理料相当額を差し引いた金額の合計金額
 - (iv) 判定時点の単体の貸借対照表に記載される有利子負債のうち、販売用不動産及び仕掛販売用不動産に含まれる建物の建築費を資金用途とする有利子負債の合計金額（但し、本契約に基づく借入金の残高は除く。）
 - (v) 判定時点の単体の貸借対照表に記載される有利子負債のうち、無担保の有利子負債の合計金額（但し、本契約に基づく借入金の残高は除く。）

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	65,198,961株	3,646,550株	一株	68,845,511株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加3,646,550株は、第三者割当増資による増加3,508,772株、ストック・オプションの行使による増加105,200株及び譲渡制限付株式の発行による増加32,578株であります。

(2) 自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	870,054株	390株	3,460株	866,984株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加390株は、譲渡制限付株式の無償取得347株及び単元未満株式の買取りによる増加43株によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少3,460株は、株式給付型E S O Pによる自己株式の譲渡によるものであります。
3. 普通株式の自己株式数に含まれる株式給付型E S O P信託が保有する株式数は当連結会計年度期首313,320株、当連結会計年度末309,860株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月28日 取締役会(注)1	普通株式	840	13.00	2020年 3月31日	2020年 6月29日
2020年11月13日 取締役会(注)2	普通株式	842	13.00	2020年 9月30日	2020年 12月2日

- (注) 1. 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。
2. 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2021年5月27日 取締役会	普通株式	1,092	利益 剰余金	16.00	2021年 3月31日	2021年 6月28日

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	350,400	—	350,400	—	—
当社	第5回新株予約権	普通株式	1,579,000	—	1,579,000	—	—
	合計	—	1,929,400	—	1,929,400	—	—

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については基本的に安全性と流動性を考慮して、預貯金等で運用し、また、資金調達については、主に開発用地の取得費用を、銀行借入による間接金融にて調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループが保有する金融資産は、主として現金及び預金、売掛金、短期貸付金、関係会社短期貸付金、投資有価証券、長期貸付金及び関係会社長期貸付金であります。売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますので、与信管理規程及び販売管理規程に基づき、定期的にモニタリングしております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主として業務上の関係を有する企業の株式であります。短期貸付金及び長期貸付金は、従業員に対する貸付であり、信用リスクに晒されておりますが、従業員貸付金規程に基づき、適切に管理しております。関係会社短期貸付金及び関係会社長期貸付金は関係会社に対する貸付金であります。

当社グループが保有する金融負債は、主として支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、未払法人税等及び長期借入金であります。支払手形及び買掛金、電子記録債務及び未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であります。短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、主として開発用地の取得に係る事業資金であり、返済期日は概ね3年以内であります。借入金は、大部分が変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
① 現金及び預金	90,799	90,799	—
② 売掛金	112	112	—
③ 短期貸付金	14	14	—
④ 関係会社短期貸付金	3,923	3,923	—
⑤ 投資有価証券	50	50	—
⑥ 長期貸付金	38	40	2
⑦ 関係会社長期貸付金	762	769	7
資 産 計	95,702	95,711	9
① 支払手形及び買掛金	280	280	—
② 電子記録債務	6,641	6,641	—
③ 短期借入金	4,662	4,662	—
④ 1年内返済予定の長期借入金	52,318	52,318	—
⑤ 未払法人税等	6,670	6,670	—
⑥ 長期借入金	46,469	46,464	△4
負 債 計	117,042	117,038	△4

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- ① 現金及び預金、② 売掛金、③ 短期貸付金、④ 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- ⑤ 投資有価証券

これらはすべて株式であるため、時価については取引所の価格によっております。

これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

	種類	取 得 原 価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	24	34	9
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	23	16	△7
合計		48	50	2

- ⑥ 長期貸付金、⑦ 関係会社長期貸付金

回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- ① 支払手形及び買掛金、② 電子記録債務、③ 短期借入金、④ 1年内返済予定の長期借入金、⑤ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- ⑥ 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額0百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑤ 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

当社グループは、満期のある有価証券を所有しておりません。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)
預金	90,791	—	—
売掛金	112	—	—
短期貸付金	14	—	—
関係会社短期貸付金	3,923	—	—
長期貸付金	—	38	—
関係会社長期貸付金	—	762	—
合計	94,841	801	—

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,662	—	—	—	—	—
1年内返済予定の 長期借入金	52,318	—	—	—	—	—
長期借入金	—	26,031	10,687	1,399	8,351	—
合計	56,980	26,031	10,687	1,399	8,351	—

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、主に大阪府、愛知県、兵庫県及び京都府で賃貸マンション等の賃貸不動産を所有しております。2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は364百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末 の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
6,993	6,745	13,738	14,134

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は、仕掛販売用不動産からの振替5,372百万円及び販売用不動産からの振替2,960百万円であり、主な減少額は、販売用不動産への振替823百万円であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,049円96銭
- (2) 1株当たり当期純利益 315円32銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	218,535	流動負債	72,911
現金及び預金	76,048	電子記録債務	6,641
販売用不動産	8,290	買掛金	105
仕掛販売用不動産	129,117	短期借入金	4,383
原材料及び貯蔵品	19	1年内返済予定の長期借入金	47,786
前払費用	1,341	未払金	883
その他	3,868	未払費用	37
貸倒引当金	△150	未払法人税等	5,199
固定資産	21,125	未払消費税等	1,269
有形固定資産	13,735	前受金	5,343
建物	88	預り金	1,130
構築物	0	賞与引当金	89
車両運搬具	3	その他	41
工具、器具及び備品	43	固定負債	43,292
賃貸不動産	13,535	長期借入金	42,626
土地	65	株式給付引当金	231
無形固定資産	50	その他	434
ソフトウェア	49	負債合計	116,204
電話加入権	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	7,340	株主資本	123,074
投資有価証券	51	資本金	6,880
関係会社株式	2,097	資本剰余金	7,881
関係会社出資金	580	資本準備金	6,810
従業員に対する長期貸付金	38	その他資本剰余金	1,070
関係会社長期貸付金	784	利益剰余金	109,196
長期前払費用	17	その他利益剰余金	109,196
繰延税金資産	3,463	別途積立金	3,000
その他	330	繰越利益剰余金	106,196
貸倒引当金	△22	自己株式	△883
資産合計	239,661	評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
		新株予約権	381
		純資産合計	123,457
		負債・純資産合計	239,661

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		227,341
売 上 原 価		184,156
売 上 総 利 益		43,185
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,425
営 業 利 益		25,760
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	867	
仕 入 割 引	2	
為 替 差 益	55	
受 取 手 数 料	19	
違 約 金 収 入	521	
そ の 他	173	1,645
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	691	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	161	
支 払 手 数 料	257	
そ の 他	89	1,199
経 常 利 益		26,205
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	39	
新 株 予 約 権 戻 入 益	54	94
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	60	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	1,103	1,163
税 引 前 当 期 純 利 益		25,136
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,697	
法 人 税 等 調 整 額	△1,164	7,533
当 期 純 利 益		17,603

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利 益 剰 余 金 別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合計
2020年4月1日 残高	4,290	4,220	1,070	5,291	3,000	90,275	93,275
事業年度中の変動額							
新株の発行	2,589	2,589		2,589			
剰余金の配当						△1,682	△1,682
当期純利益						17,603	17,603
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	2,589	2,589	—	2,589	—	15,920	15,920
2021年3月31日 残高	6,880	6,810	1,070	7,881	3,000	106,196	109,196

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純 資 産 計
	自己株式	株 主 資 本 合計	そ の 他 有 価 値 証券評価額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2020年4月1日 残高	△887	101,970	△1	△1	264	102,233
事業年度中の変動額						
新株の発行		5,179				5,179
剰余金の配当		△1,682				△1,682
当期純利益		17,603				17,603
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	3	3				3
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)			3	3	116	119
事業年度中の変動額合計	3	21,103	3	3	116	21,223
2021年3月31日 残高	△883	123,074	1	1	381	123,457

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|---|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| ③ たな卸資産 | |
| ・販売用不動産及び仕掛販売用不動産 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・原材料及び貯蔵品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--|--|
| ① 有形固定資産 | |
| ・1998年4月1日以降に取得した建物及び賃貸不動産（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物 | 定額法 |
| ・上記以外 | 定率法 |
| ② 無形固定資産 | 定額法 |
| | なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| ③ 株式給付引当金 | 株式給付規程に基づく当社の従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。 |

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- | | |
|-----------|--|
| 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。 |
|-----------|--|

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(販売用不動産等の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産	8,290百万円
仕掛販売用不動産	129,117百万円
売上原価(たな卸資産評価損)	8,816百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」において同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

4. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社の従業員(以下、「従業員」といいます。)の新しい福利厚生制度として当社の株式を給付し、株価上昇及び業績向上へ従業員の意欲や士気を高めることを目的として、株式給付型ESOP(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度の当該自己株式の帳簿価額は321百万円、株式数は309,860株であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	2,069百万円
仕掛販売用不動産	73,637百万円
賃貸不動産	13,463百万円
合計	89,170百万円

② 担保資産に対応する債務

短期借入金	4,383百万円
1年内返済予定の長期借入金	41,046百万円
長期借入金	34,626百万円
合計	80,055百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,307百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務（区分掲記したものを除く。）	
短期金銭債権	1,391百万円
短期金銭債務	333百万円
(4) 保証債務	
関係会社の金融機関からの借入に対する保証債務	5,485百万円
顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務	162百万円
関係会社が管理組合と締結している管理委託契約に基づく債務に対する保証債務	192百万円
合計	5,841百万円

(5) 財務制限条項

当社の借入金のうち、一部の借入金において、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2021年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2020年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ② 2021年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。
- ③ 2021年3月末日及びそれ以降の第2四半期会計期間の末日及び各事業年度末日時点（以下、「判定時点」という。）において、以下(i)乃至(iii)の合計金額から以下(iv)及び(v)の合計金額を差し引いた金額が、当該判定時点における本契約に基づく借入金の残高の合計金額を下回らないこと。なお、下記の有利子負債とは、短期借入金、一年内返済長期借入金、一年内償還予定社債（割引債及び新株予約権付社債を含む。）、長期借入金、社債（割引債及び新株予約権付社債を含む。）等をいう。
 - (i) 判定時点の単体の貸借対照表に記載される現預金の金額
 - (ii) 判定時点の単体の貸借対照表に記載される販売用不動産及び仕掛販売用不動産に含まれる土地のうち、判定時点において担保に供していない土地の簿価から仲介手数料相当額を差し引いた金額の合計金額
 - (iii) 判定時点の単体の貸借対照表に記載される販売用不動産及び仕掛販売用不動産に含まれる建物のうち、建物の簿価から設計監理料相当額を差し引いた金額の合計金額
 - (iv) 判定時点の単体の貸借対照表に記載される有利子負債のうち、販売用不動産及び仕掛販売用不動産に含まれる建物の建築費を資金用途とする有利子負債の合計金額（但し、本契約に基づく借入金の残高の合計金額は除く。）
 - (v) 判定時点の単体の貸借対照表に記載される有利子負債のうち、無担保の有利子負債の合計金額（但し、本契約に基づく借入金の残高の合計金額は除く。）

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	2,539百万円
② 仕入高	2,401百万円
③ 販売手数料	6,112百万円
④ その他の営業取引高	6百万円
⑤ 営業取引以外の取引高	934百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	870,054株	390株	3,460株	866,984株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加390株は、譲渡制限付株式の無償取得347株及び単元未満株式の買取りによる増加43株によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少3,460株は、株式給付型E S O Pによる自己株式の譲渡によるものであります。
3. 普通株式の自己株式数に含まれる株式給付型E S O P信託が保有する株式数は当事業年度期首313,320株、当事業年度末309,860株であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	2,353百万円
未払事業税	323百万円
賞与引当金	27百万円
貸倒引当金	52百万円
株式給付引当金	70百万円
長期未払金	118百万円
会員権評価損	3百万円
繰延消費税等	78百万円
関係会社出資金評価損	337百万円
関係会社株式評価損	23百万円
その他	74百万円
繰延税金資産合計	<u>3,464百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△0百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△0百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>3,463百万円</u>

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社 オープンハウス	被所有 直接 64.45	役員の兼任	第三者 割当増資 (注) 2	5,000	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

第三者割当増資については、2020年11月13日開催の当社取締役会において決議されたものであり、当社が行った増資(3,508,772株)を株式会社オープンハウスが1株1,425円で引き受けたものであります。この取引により同社の属性はその他の関係会社から親会社に変更となりました。なお、1株当たりの発行価額は上記取締役会決議日の直前営業日(2020年11月12日)の株価を勘案して合理的に決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 プレサンス リアルエステート (注) 2	所有 直接 100.0	役員の兼任	配当金の 受取	866	—	—
子会社	三立プレコン 株式会社	所有 直接 100.0	役員の兼任 債務保証	銀行借入 に対する 債務保証	2,424	—	—
子会社	株式会社 プロスエーレワン	所有 直接 50.0	債務保証	銀行借入 に対する 債務保証	2,600	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 株式会社プレサンスリアルエステートは清算したため、2021年3月26日をもって関連当事者に該当しなくなりました。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	河合 克磨 (注) 2	被所有 直接 — 間接 —	当社専務 取締役	役員退職慰 労金の一部 返上による 債務の免除	32	—	—
主要 株主	山岸 忍 (注) 3	被所有 直接 — 間接 2.64	主要株主	資金の返還 (注) 4	2,100	預り金	26

(注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 取締役河合克磨氏は、2020年6月26日付をもって任期満了により退任いたしました。

3. 株式会社オープンハウスによる同氏保有当社株式の取得により、同氏は関連当事者に該当しなくなりました。なお、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を、期末残高は関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載しております。

4. 資金の返還は、土地仕入取引に係る手付金の毀損による損失に備えるため預かっていた資金を返還したものであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,810円52銭
(2) 1株当たり当期純利益	270円33銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

株式会社プレサンスコーポレーション

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 博 信 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 竹 徹 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プレサンスコーポレーションの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プレサンスコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

株式会社プレサンスコーポレーション

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田博信 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福竹徹 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プレサンスコーポレーションの2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所について業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

株式会社プレサンスコーポレーション	監査等委員会
常勤監査等委員	中林 策 ⑩
監査等委員	酒谷佳弘 ⑩
監査等委員	西岡慶子 ⑩

(注) 監査等委員中林策、酒谷佳弘及び西岡慶子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、当社の親会社である株式会社オープンハウスと決算期を統一することにより、適切な経営計画の策定と決算業務の精度及び効率の向上を図るため、当社の事業年度を毎年10月1日から翌年9月30日までに変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (基準日)	第3章 株主総会 (基準日)
第11条 当社は、毎年 <u>3月31日</u> の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第11条 当社は、毎年 <u>9月30日</u> の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
(招集の時期)	(招集の時期)
第12条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6月</u> にこれを招集する。	第12条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>12月</u> にこれを招集する。
第14条～第24条 (条文省略)	第14条～第24条 (条文省略)
(事業年度)	(事業年度)
第25条 当社の事業年度は、毎年 <u>4月1日</u> から翌年 <u>3月31日</u> までとする。	第25条 当社の事業年度は、毎年 <u>10月1日</u> から翌年 <u>9月30日</u> までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 計算</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議により、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>2 剰余金の配当としての期末配当は毎年<u>3月31日</u>、中間配当は毎年<u>9月30日</u>の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、これを行うことができる。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 計算</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議により、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>2 剰余金の配当としての期末配当は毎年<u>9月30日</u>、中間配当は毎年<u>3月31日</u>の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、これを行うことができる。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(第25期事業年度)</u></p> <p><u>第1条 第25条の規定にかかわらず、第25期事業年度は、2021年4月1日から同年9月30日までの6ヵ月間とする。</u></p> <p><u>(附則の有効期限)</u></p> <p><u>第2条 本附則は2021年9月30日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）6名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<p>ど い ゆたか 土 井 豊 (1968年11月8日生)</p>	<p>1999年4月 当社入社 2000年5月 取締役管理部長 2001年4月 常務取締役管理部長 2003年4月 専務取締役管理部長 2012年6月 専務取締役管理本部長 2017年4月 取締役副社長管理本部長 2019年12月 代表取締役副社長管理本部長 2019年12月 代表取締役社長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社プレサンスコミュニティ 代表取締役社長 株式会社プレサンスリアルタ 代表取締役社長 株式会社プレサンスギャランティ 代表取締役社長</p>	113,500株
<p>取締役候補者とした理由 土井豊氏は、代表取締役社長として当社の経営を統括しております。豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップにより、会社の発展に貢献してまいりました。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	田中俊英 (1970年3月23日生)	1998年9月 当社入社 2002年5月 取締役営業部長 2003年4月 常務取締役営業本部長 2005年7月 常務取締役名古屋支店長 2015年4月 専務取締役名古屋支店長 2017年4月 専務取締役営業本部長兼名古屋支店長 2020年10月 専務取締役名古屋支店長 (現任)	31,500株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>田中俊英氏は、営業部門の経験を長く有し、名古屋支店長として当社の東海・中京圏での事業に対する高い見識と実績を備えております。今後の持続的な企業価値向上のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
3	平野賢一 (1969年11月3日生)	2012年6月 当社入社 2014年4月 名古屋支店開発事業部長代理 2015年4月 名古屋支店副支店長兼名古屋支店開発事業部長 2015年6月 取締役名古屋支店副支店長兼名古屋支店開発事業部長 2017年4月 常務取締役東海・東日本開発事業本部長 2018年4月 常務取締役開発事業本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 三立プレコン株式会社代表取締役社長	19,100株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>平野賢一氏は、開発部門の経験を長く有し、開発事業本部長として開発事業を統括しており、事業に対する高い見識と実績を備えております。今後の持続的な企業価値向上のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	原 田 昌 紀 (1983年7月5日生)	2005年11月 当社入社 2015年10月 営業2部長 2016年10月 執行役員営業1部長 2017年4月 執行役員営業2部長 2017年6月 取締役営業2部長 2018年4月 取締役営業1部長 2019年2月 取締役大阪支店長兼営業部長 2020年6月 常務取締役本社営業部長兼大阪支店長兼大阪支店営業部長 2020年10月 常務取締役営業本部長 (現任)	86,800株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>原田昌紀氏は、営業部門の経験を長く有し、営業本部長として、当社の事業に対する高い見識と実績を備えております。今後の持続的な企業価値向上のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
5	多 治 川 淳 一 (1969年7月10日生)	2000年7月 当社入社 2004年4月 事業部長代理 2009年6月 取締役事業部長 2014年2月 取締役開発事業部長 2015年10月 取締役開発事業本部長 2017年4月 取締役西日本開発事業本部長 2018年4月 取締役建築事業本部長 (現任)	14,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>多治川淳一氏は、建築事業本部長として当社の建築事業を統括しており、事業に対する高い見識と実績を備えております。今後の持続的な企業価値向上のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	若旅孝太郎 (1976年1月24日生)	1998年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2000年6月 スターバックスコーヒージャパン株式会社入社 2009年8月 株式会社オープンハウス入社 2014年10月 同社執行役員企画部長 2015年2月 同社執行役員企画本部長 2015年12月 同社取締役企画本部長 2016年7月 同社取締役執行役員管理本部長兼企画本部長 2018年4月 同社取締役常務執行役員管理本部長兼企画本部長 2019年4月 同社取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画部長 2020年6月 当社取締役（現任） 2021年1月 株式会社オープンハウス取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画本部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社オープンハウス 取締役	一株
取締役候補者とした理由 若旅孝太郎氏は、株式会社オープンハウスの管理本部及び経営企画本部の責任者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらを当社の経営及びコーポレートガバナンスの強化に活かしていただきたいため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 若旅孝太郎氏は、現在及び過去10年間において、当社の親会社であります株式会社オープンハウスの業務執行者であります。同社における地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」に記載のとおりであります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 各候補者が所有する当社の株式数には、持株会における持分を含んでおります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	さか たに よし ひろ 酒 谷 佳 弘 (1957年3月11日生)	1979年10月 日新監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入社 1998年8月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員 2004年6月 同監査法人 代表社員退任 2004年7月 ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社設立 代表取締役（現任） 2004年7月 当社監査役 2015年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社 代表取締役	5,200株
2	にし おか けい こ 西 岡 慶 子 (1959年4月3日生)	1999年3月 西岡労務管理事務所開設代表（現任） 2005年6月 当社監査役 2006年4月 有限会社アットブレイン設立 取締役（現任） 2015年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 西岡労務管理事務所 代表 有限会社アットブレイン 取締役	3,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	※ 遊 上 利 之 (1956年7月13日生)	1980年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入社 2009年6月 三菱UFJスタッフサービス株式会社入社 2014年10月 株式会社電響社入社 2019年9月 株式会社ハークスレイ入社	一株

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 酒谷佳弘氏及び西岡慶子氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
遊上利之氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。
4. 酒谷佳弘氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる公認会計士としての業務経験を有しており、企業財務に関する知見を当社の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬等委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって6年となります。
5. 西岡慶子氏を社外取締役候補者とした理由は、社会保険労務士としての業務経験を有しており、労働関連法令に関する知見を当社の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬等委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって6年となります。
6. 遊上利之氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり金融業務に携わり、豊富な経験と知見を有しており、当社の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬等委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7. 当社は、酒谷佳弘氏及び西岡慶子氏との間で、法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、遊上利之氏の選任が承認された場合には、同氏とも同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 各候補者が所有する当社の株式数には、持株会における持分を含んでおります。

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願いいたします。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2021年6月24日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関するご不明点、システム等につきましては、以下にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

（電話）0120-173-027 （受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区城見一丁目2番27号
クリスタルタワー 20F 「会議室A」
TEL 06-4793-1650



- ・ JR東西線「大阪城北詰駅」1番出口から徒歩約5分
 - ・ JR大阪環状線「京橋駅」西口より徒歩約10分
 - ・ 京阪電車「京橋駅」片町口より徒歩約10分
 - ・ 地下鉄長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク駅」3番出口からクリスタルタワー地下1階へ地下道が直結
- (ご注意)
駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用ください
ますようお願い申し上げます。